

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月及び同年7月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月及び同年7月

A事業所で働いていたところ、当初国民年金に加入していたが、昭和57年8月に同年6月にさかのぼって厚生年金保険に加入した。申立期間の国民年金保険料は、57年8月27日に還付（1万440円）された記録になっているが、私は還付を受けた記憶が無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和57年6月25日に同事業所における厚生年金被保険者資格を取得し、58年7月20日に喪失しており、申立期間は厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

また、国民年金被保険者台帳（社会保険事務所）によると、申立期間の国民年金保険料は納付済みであったところ、昭和57年8月12日付けで還付決定（1万440円）されたことが確認できる。

さらに、国民年金被保険者名簿（B市区町村）によると、申立期間の国民年金保険料が昭和57年7月30日付けで還付請求書の受付がされ、「国民年金保険料還付金整理簿」（社会保険事務所）によると、57年8月12日に還付決定、同年8月27日に1万440円が支払われていることが確認でき、これらの事務処理に不自然さは無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

加えて、還付金額（1万440円）は、当時の国民年金保険料額（昭和57年の月額5,220円×2か月）と一致しているほか、申立人は「当時、銀行の通帳は持っていなかった。」としているものの、当時の還付方法はこのほかに郵便局送金及び社会保険事務所窓口での支払も可能であったことが確認できる。

このほか、申立人から聴取しても国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から同年12月までの期間、4年5月から同年7月までの期間、4年9月から同年12月までの期間及び5年9月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月から同年12月まで
② 平成4年5月から同年7月まで
③ 平成4年9月から同年12月まで
④ 平成5年9月から6年3月まで

再婚した平成6年5月ごろ、夫と社会保険事務所に出向き、それまでのすべての未納期間(申立期間①から④)の国民年金保険料を納付したので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年5月ごろ、申立人の夫と一緒に社会保険事務所へ出向き、申立期間の国民年金保険料を一括納付したとしているが、その時点で申立期間①は時効により納付できない。

また、申立人は「一括納付した保険料は数万円単位だった。」と回答しているが、平成6年5月当時、申立期間①から④のすべての期間の保険料の納付が可能であった場合の保険料額を試算すると、合計金額は16万8,400円となり、申立人の回答とは齟齬がある。

さらに、社会保険事務所が保管する平成6年5月から同年12月までの過年度保険料の収納記録を調査したが、申立人の納付記録は確認できない上、申立人の夫は、「平成6年5月当時、申立人と社会保険事務所に出向いて申立人の国民年金保険料を納付した記憶は無い。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根国民年金 事案 255

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から6年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から6年7月まで
20歳になった平成2年10月ごろ、自分で国民年金の加入手続をA市区町村で行った。申立期間の国民年金保険料は、納付書により金融機関で納付していた。当時、払うべきものはすべて払っていたので国民年金保険料も払っていたと思う。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は46か月と長期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、当初はA市区町村役場で納付したとしていたが、途中から納付書により金融機関で納付したと説明を変更するほか、納付書様式の記憶も無いなど、納付状況等の詳細について記憶があいまいとなっている。

さらに、A市区町村の年金システムデータによると、申立人は平成2年11月6日に国民年金加入の届出を行ったことが確認され、国民年金手帳記号番号は同年11月21日以降に払い出されているものの、申立人の所持している国民年金手帳を見ても婚姻後の氏名へ変更されていないなど適切に手続を行っていたとは考え難い上、申立人は申立期間の前後を含め同一住所地（A市区町村）に居住し、申立人も「国民年金手帳は現在所持している一冊だけである。」としていることから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されているとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年12月31日から40年5月1日まで
A事業所でパートとして、昭和34年10月1日から40年4月30日まで勤務したが、34年10月1日から同年12月31日までは厚生年金被保険者となっているにも関わらず、34年12月31日から40年5月1日までは被保険者となっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚の供述から、申立人が申立期間において、A事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、当該同僚及び、社会保険事務所が保管するA事業所の厚生年金保険被保険者名簿に名前のある3名の同僚のうち所在が確認できた1名は、厚生年金保険料の控除の状況等については全く分からないと供述している。

また、当時、A事業所で厚生年金保険関係の事務を担当していた者は故人となっており、その者からも供述を得ることはできない。

さらに、A事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、同事業所の人事関係の記録等を継承したB事業所では、「採用時から正規職員であった者か、採用時は臨時職員であっても、その後正規職員となった者の記録しか継承していないこともあって、調査を行ったが、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の納付状況等の記録は確認できなかった。」と回答している。

加えて、厚生年金保険被保険者名簿の記録では、申立人は昭和34年10月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年12月31日に資格を喪失していることが確認できるが、このほかに申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 11 日から 36 年 3 月 28 日まで
昭和 33 年 1 月 11 日から 36 年 3 月 28 日まで、農業のかたわら、A事業所に勤務していた。1か月の勤務時間数及び従事日数からして、事業所の健康保険及び厚生年金保険に加入していたはずである。
この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人がA事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、農業のかたわらA事業所で勤務したと供述しているところ、当該同僚は「農繁期には、会社を休んで農業を営んでいたため、医療保険は国民健康保険に加入していた。」と述べていることからすると、このような勤務実態の者は、事業所の健康保険及び厚生年金保険に加入していなかったと推測される。

また、A事業所は、「当時の資料は残っておらず、当時のことを知る者もない。」としており、申立てに係る事実を確認できる関連資料、供述等を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は無く、申立期間及び申立期間前後における整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。